

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	吹田市立高齢者いこいの家の使用許可・不許可		
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市立高齢者いこいの家条例第5条、第6条		
所管部室課名	福祉部高齢福祉室		
審査基準	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 いこいの家の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。</p> <p>(2) 管理上やむを得ない事情があるとき。</p> <p>(3) その他市長が不相当と認めるとき。</p>		
標準処理期間等	事例に応じて異なる		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	指定管理者	事例に応じて異なる
	審議機関	指定管理者	事例に応じて異なる
	協議機関	福祉部高齢福祉室	事例に応じて異なる
備考			
最近改正年月日	—		